

《経営強化税制の延長》
設備投資(受変電設備)をご検討いただいている事業者様へ

2025 年度の税制改正により、中小企業経営強化税制・固定資産税の特例の適用期限が 2026 年度末まで延長することが決定しました。
証明書については、引き続き一般社団法人 日本配電制御システム工業会（以下 J S I A）が発行し、弊社は受変電設備メーカーとして証明書発行依頼を受け、J S I A へ証明書発行のための手続き（設備の確認・証明書発行依頼）を行います。



適用設備

- ・一般受変電設備（建物附属設備）
- ・固定価格買取制度対応キュービクル（機械・装置）

▶中小企業等経営強化法 中小企業経営強化税制

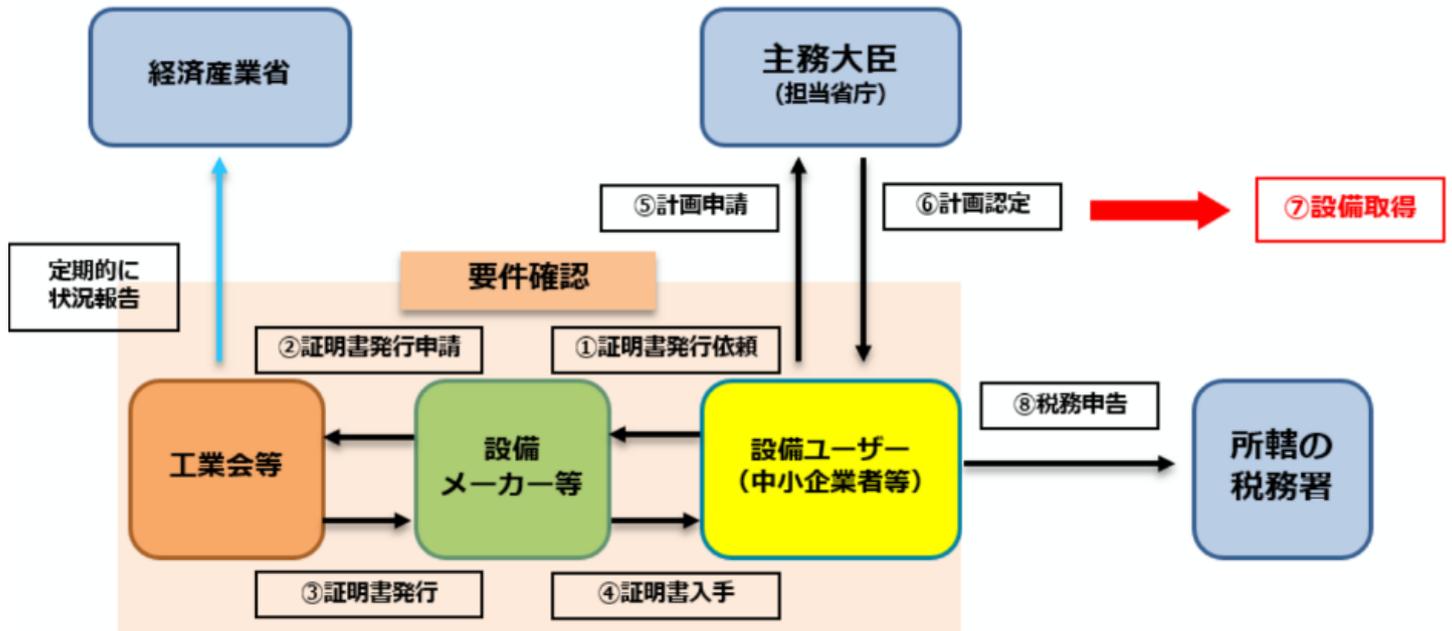
【適用期限】2027 年 3 月 31 日まで

- 制度概要 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除※を選択適用することができます。
※取得価額の 10%（資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）

類型	生産性向上設備 (A 類型)	収益力強化設備 (B 類型)	経営資源集約化設備 (D 類型)	経営規模拡大設備等 (E 類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均 7%以上の投資計画に係る設備	修正 ROA 又は固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	投資利益率が年平均 7%以上 売上高 100 億円超を目指すロードマップの作成 等
対象設備		<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160 万円以上） ◆工具（30 万円以上） ◆器具備品（30 万円以上） ◆ソフトウェア（70 万円以上） ◆建物附属設備（60 万円以上） 		// // // // ◆建物及びその不随設備 (合計 1,000 万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局		
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ・国内への投資であること ・中古資産や貸付資産ではないこと 等 			

※中小企業庁「税制措置・金融支援活用の手引き」2 頁を元に加工

適用手続き (中小企業経営強化税制A類型)



■②～③は設備メーカーと工業会などとのやりとりです。
※中小企業庁「税制措置・金融支援活用の手引き」4頁 抜粋

注意事項

- ・ 中小企業者（資本金1億円以下、大規模法人の出資を一定割合以上受けていないなど）という条件があります。
- ・ 最も新しい変圧器を使用した受変電設備であっても、使用する変圧器のメーカー・容量により、エネルギー効率が年平均1%以上向上しない場合があります。この制度をご利用される場合は、事前（納入前）に弊社営業所へご確認ください。

証明書の申請時期

- ・ ご購入をいただきましたルート（工事事業者様・代理店様）を通して、弊社営業所へ証明書の発行依頼をお申し出ください。
- ・ 経営力向上設備等については、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。

お問い合わせ

詳細につきましては、中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）、または最寄りの弊社営業所までお問い合わせください。